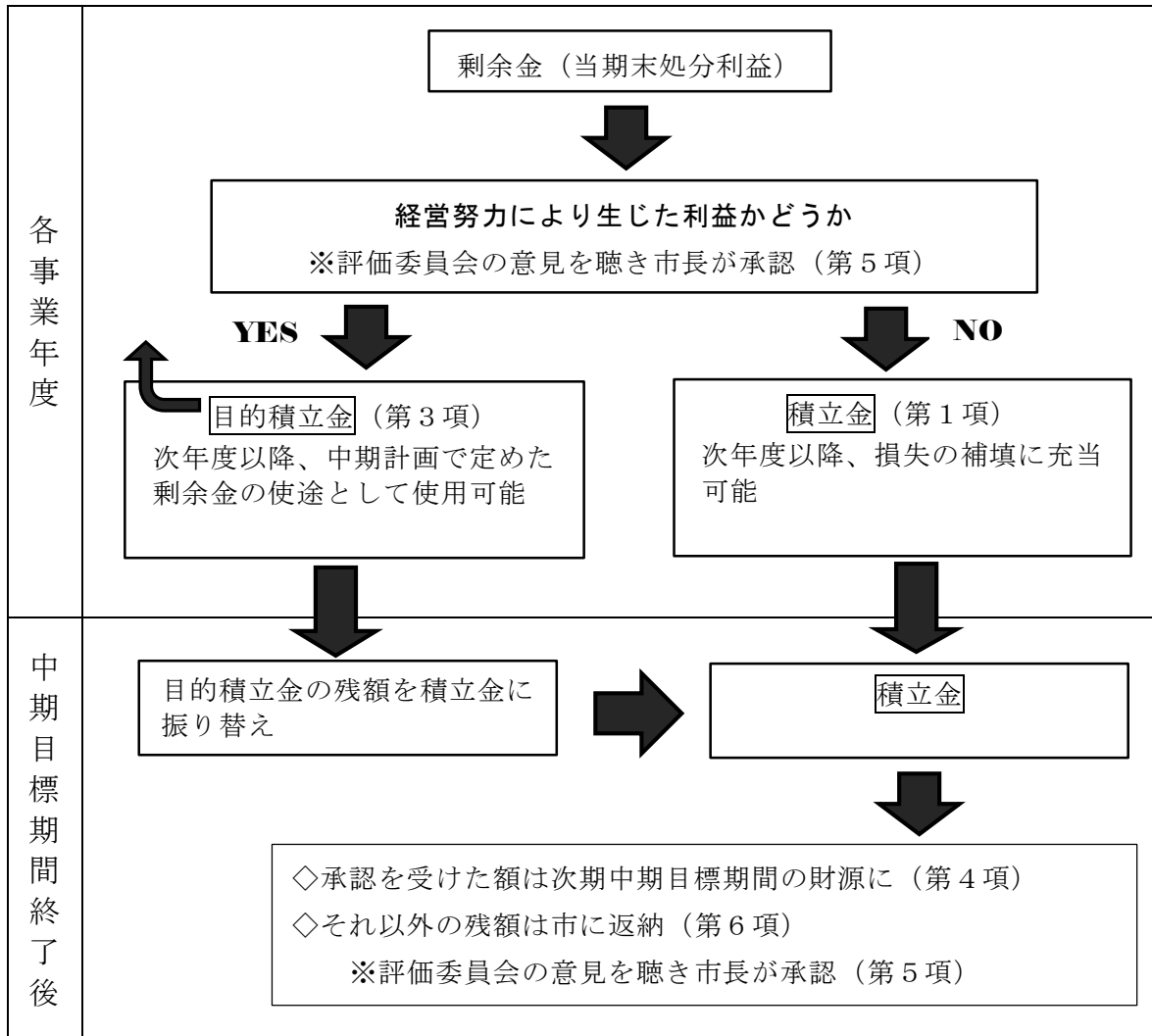


## 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の利益処分の考え方

### 1 剰余金の考え方

地方独立行政法人法第40条に基づき、各事業年度及び中期目標期間終了後の剰余金は以下のとおり処分することとなっている。



（参考）山陽小野田市立山口東京理科大学中期計画で定めた剰余金（目的積立金）の使途  
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び施設整備に充てる。

### 2 山陽小野田市立山口東京理科大学の利益処分の考え方

地方独立行政法人法第40条第3項に定める市長の承認は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）の経営努力と認定した場合に行う。

経営努力の認定は下記の要件に該当する場合とし、法人は経営努力によることの説明責任を果たさなければならない。

- (1) 運営交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益
- (2) 中期計画及び年度計画の記載内容に照らし、法人が行うべき業務を効率的に行った結果生じた利益（行うべき業務を行わなかった結果、費用が減少した場合は、経営努力によらないものとする）
- (3) その他、法人において経営努力によることを立証した利益